

平成 29 年度
伊賀市職員募集要項

【前期日程】

募集職種

- ・ 事務職（上級）
- ・ 技術職（土木上級）
- ・ 保育士
- ・ 学芸員（近世文化・文学）

<受験申込受付期間>

平成 29 年 6 月 5 日（月）から 6 月 26 日（月）まで
※受験手続の詳細は P4、P5 を確認してください。

平成29年度 伊賀市職員募集要項【前期日程】

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種		受 験 資 格		採用予定 人数
		学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
事務職	上級	①学校教育法による大学(4年制)を卒業した人又は平成30年3月末までに卒業見込みの人 ②伊賀市職員採用試験委員会が①に掲げる人と同等の資格があると認める人	昭和63年4月2日以降に生まれた人	8人程度
技術職 (土木)	上級	上記事務職上級の学歴の要件を満たし、土木技術に係る専門課程を履修した人又は平成30年3月末までに履修見込みの人	昭和56年4月2日以降に生まれた人	若干名
保育士		保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人又は平成30年3月末までに取得見込みの人	昭和62年4月2日以降に生まれた人	7人程度
学芸員 (近世文化・文学)		博物館法に基づく学芸員となる資格を有し、博物館などで学芸員(相当職を含む。)としての実務経験の期間を通算2年以上有する人	昭和47年4月2日以降に生まれた人	1人

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

※実務経験とは、週29時間以上の勤務形態で勤務した経験を指します。なお、正規・非正規などの雇用形態は問いません。

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

(1)地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人

(2)永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◎ 地方公務員法第16条(欠格条項)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 成年被後見人又は被保佐人

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

2 公の意思の形成への参画にあたる職

伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する副参事以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

◆ 第1次試験

職 種	内 容	日 時	会 場
事務職	教養試験・能力試験	平成 29 年 7 月 23 日(日) 受付: 10 時 00 分～ 教養: 10 時 30 分～ 能力: 13 時 00 分～ 専門: 13 時 00 分～ 論文: 専門試験終了後	ハイトピア伊賀
技術職(土木)	教養試験・専門試験		
保育士			
学芸員 (近世文化・文学)	教養試験・専門試験・論文試験		

◆ 第2次試験及び第3次試験

職 種	第2次試験			第3次試験		
	内容	試 験 日	会場	内容	試 験 日	会場
事務職	集団討議 面接・適性検査	平成 29 年 8 月 26 日(土) または 8 月 27 日(日)	ゆめぼりすセンター	個別面接	平成 29 年 9 月 17 日(日) または 9 月 18 日(月・祝)	ハイトピア伊賀
技術職(土木)						
保育士				個別面接 ピアノ実技		

職 種	第2次試験		
	内容	試 験 日	会場
学芸員 (近世文化・文学)	個別面接	平成 29 年 9 月 4 日(月)	ハイトピア伊賀

※学芸員は第2次試験が最終となります。

◆ 会場所在地

- ハイトピア伊賀 伊賀市上野丸之内500番地
- ゆめぼりすセンター 伊賀市ゆめが丘一丁目1番地の4

いずれの職種も、第2次試験については第1次試験合格者を対象に、第3次試験については第2次試験合格者を対象に実施することとし、詳細は対象者にのみ通知します。(可否の結果は、受験者全員に通知します。)

【第1次試験の内容】

試験科目	内 容	所要時間
教養試験	文章読解能力、数的能力、推理判断能力、人文・社会、自然に関する一般知識及び基礎英語に関する知的能力及びその応用力、学力についての択一式による筆記試験を行います。	約1時間
能力試験	事務職に求められる能力について、総合的なレベルや全体的なバランス、事務作業の確実性等についての択一式による筆記試験を行います。	約45分
専門試験 【技術職、保育士】	受験職種にかかる専門的知識、能力等についての択一式による筆記試験を行います。	1時間30分
専門試験 【学芸員】	専門分野に関する筆記試験を行います。(※)	1時間 (※)
論文試験	専門分野に関して指定するテーマについて、記述式による筆記試験を行います。(※)	1時間 (※)

※学芸員の専門試験及び論文試験の内容及び所要時間については予定であるため、受験票送付時に詳細を通知します。

【受験手続】

◆提出書類

①	平成29年度伊賀市職員採用試験申込書 ◎必ず希望職種を明記してください。	1通
②	返信用封筒（受験票送付用、第1次試験結果送付用） ◎長型3号封筒に受験票・第1次試験結果の送付を希望する住所、受験者の氏名を明記（氏名の後には「様」を記入、送付先が異なる場合は「受験票送付用」か「第1次試験結果送付用」かが分かるように）し、82円切手を貼付のこと。	2通
③(※)	住民票等の在留資格を証する書類	1通

※③は外国籍の人のみ提出が必要となります。

◆募集要項及び申込書

募集要項及び申込書は人事課、各支所振興課に備え付けています。

また、伊賀市ホームページ(<http://www.city.iga.lg.jp/>)からもダウンロードできます。

◆受付期間

平成29年6月5日（月）から6月26日（月）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。（日曜日、土曜日を除く。）

郵送による申込みは、必ず簡易書留とし、6月26日（月）午後5時15分までの必着とします。

◆申込先（問い合わせ先）

〒518-0869 伊賀市上野中町 2976 番地の1 上野ふれあいプラザ2階
伊賀市総務部人事課（TEL:0595-22-9605）

◆注意事項

- ・郵送による申込みは、必ず「簡易書留」としてください。
- ・郵送による申込みの場合、受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いません。
- ・受験票は郵送でお届けします。7月7日（金）までに受験票が到着しないときは前頁の申込先までご連絡ください。
- ・提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務（臨時的任用に関する事務を含む。）以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

【採用予定日】

平成30年4月1日（学芸員は平成29年11月1日）

【勤務条件（平成29年4月1日現在）】

◆採用後の給与等

◇初任給（事務職の一般的な例）※地域手当を含む。

大学卒 183,546円以上、高校卒 150,483円以上

- ・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等と準拠して給与改定を行うことがあります。

◇勤務時間（事務職の一般的な例）

午前8時30分から午後5時15分まで（1週間あたり38時間45分）

◇休日（勤務場所により異なることがあります。）

日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

◇休暇

年次有給休暇として年間20日（採用年は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。（学芸員の場合、採用年は3日が付与されます。）

その他、結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 保育士については、幼稚園に配属される場合があります。
- 2 学芸員については、芭蕉翁記念館において俳句・俳諧の資料収集・調査研究、企画展等の実施やその他の文化振興及び記念館の運営全般に関する業務に従事いただきます。
- 3 第3次試験合格者（学芸員は第2次試験合格者）には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- 5 荒天・災害時等の試験実施の有無などについては、各試験日前日の午後6時に伊賀市ホームページ（<http://www.city.iga.lg.jp/>）に掲載します。
なお、受験者への個別の連絡は行いません。